

〈近世女性史資料〉

女孝經講釋 (注解)

— 書誌・翻刻 —

黃色瑞華*1
若林俊英*2

< Early Modern Women's History Research Materials (12) >
ONNAKHOKYOKHOSYAKU
—Text and Bibliography—

.....OHSHIKI Zuike &
WAKABAYASHI Toshihide

-
- * 1 城西大学教授・主任研究員
 - * 2 城西大学助教授

一 書誌

二 翻刻

所蔵 城西大学国際文化研究所。

書型 半紙本一冊。縦二二・三センチ。横一六・七センチ。

表紙 厚紙の上に縹色無地極薄紙を貼る。

題簽 左肩。白紙四周枠。縦一四・五センチ。横三・二センチ。

ンチ。

嘉永
再版 女孝経講釋 全

綴糸 薄茶色絹糸一本掛。

内題 女訓孝経

構成 一オ・ウ（絵入り）。

序（本文講釋・池田英泉誌）

二オ以下に本文。上白に注解。

丁数 全三十六丁（内、序一丁）。

各面 本文五行。注解十二行。

匡郭 縦一九・五センチ。横一二・八センチ。

内、上白（注解）、四・九センチ。

柱刻 （本文のみ）一―三十五。

奥付 刊記を欠き、

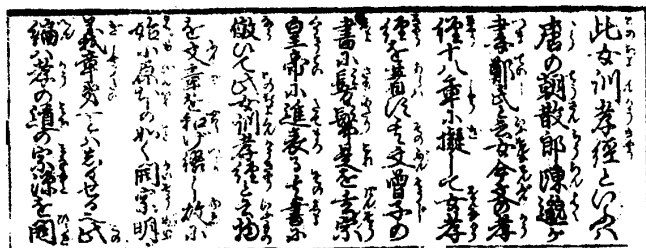
東都書物問屋

馬喰町四丁目

吉田屋文三郎板

凡例

- 1 『女孝経講釋』の忠実な翻刻を旨とする。ただし、稿は上白の注解部である。
- 2 使用漢字は可能なかぎり原形のままとし、原本の面影を伝えるように配慮する。
- 3 漢字ルビはすべて原本のままとする。
- 4 行移りもすべて原本のままとし、丁移り、表裏の別は、「一オ・」一ウを以つて示す。



1オ

此女訓孝經といふハ

唐の朝散郎陳逸が

妻鄭氏と云女今文の孝

經十八章に擬して女孝

經を著す其文曹子の

書に髮髯是を玄宗

皇帝に進表る其書に

倣ひて此女訓孝經と云物

を文章を和げ綴し故に

始に原本の如く開宗明

義章第一とハしるせる也此

編ハ孝の道の宗源を開

て其義理を明かにしめす

章の第一也といふ事なり

孝ハ徳の本也と聖人も

仰せおかれ人間第一の道

にして万端の教ミな孝

道より出来る故に百行

の基といふ也に忠臣と

いハるゝ者も孝者の中

に出べき道理なり

○聖人といふハ孔子文

□王を申す也朱子の云

聖人とハ神明不測の

号也 謚法に善を揚

簡を賦すを聖と云と

あり禮記の註に曰才万

人に過たるを傑と云傑に

倍するを聖と云とミへたり

(図、略)

○鬼神ハ史記正義に

人神を鬼と云天神を

神といふ又聖人の精氣

是を神と云賢人の精

氣是を鬼と云とミへたり

勻會曰陽の魂を神と

す陰の魂を鬼とす氣

の伸るを神とし屈する者

を鬼とすと云とあれバ

眼にミへぬかミとハいふ也

○禽獸を感じ恭礼

に近ふしといふハ孝行の

徳にハ心なきやうなれ

ども禽獸迄も感通す

べしと也二十四孝の大舜歴

山に耕作し玉へバ象來て

耕し禽草を芸或ハ楊

香が虎を怕ずして其父を

救ひしなどミミな孝行の

徳なり

○恭礼とハうやまふ礼也

朱子の曰恭ハ敬の外に

発する者敬ハ恭の中に

主る者也とあり

○三思ハ審思決定動

発是也思詳にして

定に物毎つゞまやかに

思かへして後に行ひて其

勞を勞とせず自善事

を行へども我ハ善事をせし

と思ふべからずとなり

○和柔貞順仁明孝慈

ハ女子ハ柔和に操を貞

く夫に順ひ仁心ふかく

義理明白に親に事に

孝を尽し子を育るにハ

慈愛を加へて徳を施

べしとなり

○親兄の敬を失ふとハ

論語に曰君子ハ敬して

失なく人と恭くして

礼あらバ四海の内皆兄弟

なりとあり

(図、略)

○襁褓ハ史記の註に

強ハ開さ八寸長さ八尺

小兒を背に用絢して

負行襁ハ小兒の被也

とあり今の襁褓ハ産

衣をさしていへり

○竹馬の戲といふハ後

漢書世説に見へたり

竹馬八七歳の戲也五歳

の戲を鳩車と云鳩車也

○父母の思ひとハ詩經

蓼莪の篇に哀れ父

母我を生で劬勞すと

云る義なり劬ハ苦なり

論語陽貨の編に子

生れて三年然して後に

父母の懐を免ると云り

孝経に親これを膝下に

生ずとありて子生れて

より昼ハ父の膝の下に

生し育磨頂と云て

頭を撫さすられ夜ハ母

の懐に抱れて臥乳を

飲事何斛と云事をしらず

恩重経に母の乳ハ

斛四斗を飲と説たり

父母の恩の深事廣大

無量なるを知るべし

○老耄ハ莊子に所謂

老聾ふたるなり

○鳥ごも親を養なふ

鳥に反哺の孝ありと

云て己が育られたる恩

を報ゆるに食はこびて

反す也羊ハよく跪きて

乳を吞雪山の鸚鵡ハ

穂をひろひて盲たる

父母に供養すといへり人

として親の恩を報ざるハ

禽獸にも劣たる不孝

不義の悪人也

(図、略)

○子なきにハしかじとハ

婦人七去の中に子無

ハ去といへども舅姑に孝

順にして夫を敬ひかしづ

く者ハ去べからずと云意也

○孝経に曰身體髮膚

を父母に受取て毀傷ら

ざるハ孝の始也とあり

我ミを過ハ則父母の

身を毀傷の道りなり

孝なれば兄弟□□も友

しく一家よく治るといふ也

○后妃章とハ后妃也

天下萬民の母なり億

兆の女の鏡と云なり

○関雎麟趾の詩と云ハ

毛詩周南の始に関雎

の章あり周の文王八聖

主ゆへ大似と云聖女を

後にせハ樂で姪せず哀ど

も傷ず内治り外□せんと

なり関く雎鳩ハ偶を乱

ざるに譬て作し也窈窕とて

深遠にして奥深兎見こと

あたハざる深窓に養る、

妃也又麟趾の章と云あり

大似の聖徳子孫宗族に

及び仁厚善行あるを麒麟

麟ハ仁獸と云て生たる草も

踏ぬ喩に述たる詩なり

后妃の徳を誉たる也

○夫人章諸侯の妻也

大名の奥様なり

○身貴けれど儉約を

守私を行ひなく召仕ふ女

孀まで勤の勞を憐ミ審

に視所聴所を明にして

依怙最賔なく其身ハ書

をよミ教を学び礼樂の

道を行ひ琴三線の調を

も愛すハ氣を養和ぐ也

且主君夫の為に殃なき

(凶、略)

やうに万事心を用る也万

正直を志し行儀を失ず

子孫やハラギ睦祖家を祭

家を保す夫人の孝也

○邦君の章邦君ハ卿

大夫の妻也家老諸士

の妻までも恵たる也

○鬼神福を賜ふと云ハ

易の文言に曰積善の

家にハ必餘慶あり積

不善の家にハ必ず餘殃

ありと云る意をいへり

○法令とハ國の掟なり

法度の定式を律といひ

政務の下知を令といふ

○庶人章とハ平人の

妻をさしていふ也

○婦人嫁してハ妻となる

の道を弁へ義を取利を

捨る分別肝要なり人

を先にし己を後に禪讓

舅姑を実の父母のごとく

事女公を憐ミ縫針

紡績に怠す女ハ公事の

事に拘らざれば内を治

るの道を励つとむべきハ

妻の定れる事也

○事舅姑の章ハ娠の

舅姑に事る心得なり

前にいへる如く婦嫁してハ

舅姑を敬ふ事生の親の

如くすべきなり本他人にて

斯事れハ心に義ありて

守故に礼と義を執行

なり

○禮記曲禮の篇に曰

人の子たる礼ハ冬ハ父

母の床を温め夏ハ床

を清くして夕に定に

朝に省る是を定省

といふ是孝子の務る

所なりとミへたり

(図、略)

前に云どころハ二十四孝

の中に後漢の黄香ハ

年九歳にて母を失ひ

父に事て孝を尽す郭

居敬が詩に冬月衾を

温て煖にし炎天時ハ

枕を扇て涼す兒童

子の職を知る千古一黄

香と作り事ハ後漢

書本伝にミへたり

○昏に定りてと読へ

からず定にと読べし

○三才の章とハ天地

人三才也其理ハ一致也

○天の経ハ常也四季

の気節そなハリ萬物

育生ハ易らざる経の

道也地ハ万物を養ひ

各事の義に悖ふ人

にハ忠孝五常とて

定りたる行ひありて

孝行を以て本とす

○天ハ陽にして父と称

す地ハ陰にして母と称す

揚子法言孝至の篇に

父母ハ子の天地能天な

くんば何をか生ぜん地

なくんバ何をか成ん

○天地私なきの性を

則として道を行ふべし

君と父と夫ハ天なり

其徳上に位す下を

覆恵む妻と子と臣ハ

地也天をいたゞきて事

上にたつ人天の明なる

を鑑仁信の心厚池の

徳と等く恵養ふ私

の心を出さず礼法を執

行ひ家道を成就すべし

となり論語曰君子ハ

徳を懐ひ小人ハ土を懐

(図、略)

○孝治の章孝を以

て家を治るの謂也

○古の淑女とハ深窓に

養ひ育し處女なり

孝を以て親族まで睦

く治るハ卑 妾までも

目かくる況や妹姪の近

間をや心を尽ときハ六

親權心斯して舅姑に

事べしと也婦として家内

を治んにハ□おく鶏犬

までも心を付て哀べしと也

家の取締よく夫に

事ゆるを云なり

○賢明の章とハ賢

明智徳の女國家を

治る輔となるの義也

○賢ハ才智千人に

過たるを英と云英に倍

するを賢といふと礼記の

註にミゆ賢と訓ず

○賢明の婦人國家の

助となりしハ雄略帝の

后天皇を諫玉ひけれバ

榮かな人皆禽獸をか

る朕ハ善言を狛得て

歸とのたまひし類和

漢に故事おほし

○嫉妬ハねたミねたむと

訓ず要覽に曰他の得

事あるを見て悩を生

ず是を嫉と云とあり

楚辞の註に賢を害る

を嫉といふ色を害るを

妬といふとあり婦人七

去の其一ツにして尤慎

○妃徳行の章とハ孝

を本として夫に事作

法を記せし章也

○古の賢女なり夫に

事るに父を敬如くすべし

(凶、略)

万事報反して行へば

兄弟の道あり夫の言

付たる事ハ刻を差す誠

にするハ朋友の交に信

を守の教也云こと行こと

を玷ざるハ家を治るの

法度あり上に立もの

驕に長ずれば礼を失ふ

衆人背下にある身と

して法度を乱せハ刑に

あふべし醜の中に交る

とも争はず堪忍を守

公に乖ぬやうに躬を

慎ミ守る時ハ恥る事

ハあらじとなり

○五刑の章とハ五ツ

の刑罪なり所謂墨

辟とて額に黥をなす

是一ツ劓辟とて鼻を

そぐ是二ツ剕辟とて足

の臙の筋を切是三ツ

宮辟きやうへきとて男根なんこんを切る

是これは四たいへきツ大辟たいへきとて首くびを

切きる死罪しざい也これ是これ五ごツなり

ミ十五な唐たうの刑罪けいざいにて斯かく

の如ごとき属たぐひ三千あると也

然しかれども不孝ふかうより大おほい

なる罪つみハなしといふ又また女をんなハ

妬忌ねたみの科とがも又大おほひ也

漢書かんしよ音義おんぎに曰いは首くびを

木上きのうへに懸かける梟けうといふ

梟首けうしゆとハ首くびを梟かける

訓くんず然しかれども梟けうは

ふくろうといふ鳥とりに

當あてたる字じなり是これを不

祥しやうの鳥とりとす長ちやうすれバ

其母そのははを喰くふと本草ほんそう綱目かうもく

にも出いでたり禽とりといへども

其不孝そのふかうを以もつて刑罰けいばつの

文字もんじに唱となへ世よの戒いましめと

なすもの也夫孝それかうの大おほい

なる徳とくの尊たうとをしるべし

(圖、略) 十六オ

○親類縁者しんるいゑんじやといふハ

六親りくしん九族きゆうぞくをいふなり

六親りくしんハ親子おやこ兄弟あに伯叔おやく

父姑おふ也おのれ九族きゆうぞくハ已おのれより上かみ

父母祖父母曾祖父母

高祖父母かうぞふぼ已おのれより下しもに

子孫曾孫こまごひごやじやご孫まご已おのれを

合あて九こツ也そのまうだいす其兄弟そのまうだいす数すう

人皆血脉にんみなちまより出いでたるハ

九族きゆうぞくなり

○妻つまに七去しちきよの法ほふあり

第一だいいちに父母ふぼに順したがはる者もの

嫉妬しつとなれば去さる子こ無なハ

去血脉さるちま絶たゆるゆへ悪病あしきやま

あるハ去淫乱さるいんらんなれば

去多言さるくちかすおほまハ去窃盜さるせつとうと

てぬすミをするハ去也さる

此七種このなハ婦おんなの憤肝つしみかん

要えうなり

○孝経かうきやう曰いは聖人せいじんを誹そしる

者ものハ法ほふを亡なす孝かうを誹そしる者ものハ親おやを亡なすこれ

大乱の道也とあり

○嫌疑を避るとハ無「一七」

実のうたぐりをさくる

をいふなり

○廣要道の章とハ

孝行の要道を説廣

むるの謂なり

○娣姒に奉じといふハ

娣姒を奉ふに懇切

に心を用ゆべしと也

○稀人ハ賓客也客の

應對にハ敬ひを失

はず不礼のなきやう

に慎んで立ふるまふべし「一七」

○其道にあらざる賄物

ハ受ず苟にも物を欲

がるべからず別な他より

道の違たる物ハ受ぬ也

欲を離れ廉潔すべ

しと也因に曰孝子

(図、略)

孟宗いまだ孟仁と云し

頃其母賢にして我子に

学文を励しけれバ学

問成就して呉の孫皓

といふ人に事司空の官

に至呉滅て晋の武帝

の時監池司馬と云池の

魚奉行となれり此時

孟仁孝子の事なれば

手づから網を拵へ魚を

取て鮮に作り母を悦せん

とて送けり母ハ是を欣ば「一八」

ず返していふ汝今魚の

奉行たり猥に魚を取

我に送らバ他人必ず盜

たりと云ん然バ疑を避る

所なからん以後決なく

のごとき送物ハすべからず

と戒けり子の親に孝心

厚して賜にす母賢に

して夫さへも受ず況や

他人の賜をや

○私の財なく人の富を

羨む事苑曰たとへば貧賤の人日夜他の財宝を数自らハ半錢の分なきが如し無益の譬也其身貧といへども心正直にして孝道を行ひ

なバ是に勝る貨ハあらす楚書に曰楚國にハ以貨とするものなし唯善を以て宝とすといへり

○女ハ貞く順ふ道を操て勤勞し起居するも方あり夜ハ家の内を行にも燭なけれバ行

べからす兄弟を送とも闕を踰べからず婦ハ内を守べき故にかくのごとし別て常に言語をバ慎

べし災ハ必ず口より

(圖、略) 出る孔子家語金人の銘に曰誠に能慎めば

福の根なり口ハ是何をか傷禍の門也といへり口を利すごして禍を引出す事多し病ハ口より入災ハ口より出るといふ婦人七去の其一ツにて多言なれば去べきなり素問靈樞曰唇を薄して言を軽んず孝經の註に口をして鼻の如くすれば身終まで事勿といへりゆゑに君子ハ言語を慎んで飲食を節すといふ女兒ハ殊更に諸礼躡方を習すべし不行義にて僇忽なれば人に侮る、也要道の章ハ婦人のたしなミ第一を演たる章なれば本文に拘らず爰に言語の戒めを拏たる也鄭氏が

女孝経要道の章にハ

言語を慎つしむことを演のて有あり

○廣守信の章ハ志を

一ツにして廣信を守る

べきのあらましを

述のぶるなり

○孝経大義に易を引

て曰乾ハ天也故に父と称す

坤ハ地也故に母と称す

父に天道あり母に地道

ありと云り陰陽日月ハ

天の道也地に配してハ

柔剛とす陽ハ父也

陰ハ母也日ハ父なり月ハ

母なり男女合して夫

婦となり子を生しやうず故

に人倫の始と云凡天地

陰陽氣節を會て万

(図、略)

物を生育すること母の

子を養ふ如く父の恵に
ひとし春夏秋冬風雨霜

雪孝にあらざると云事なし

仁義礼智ハ孝の修理也

五典十義ハ孝の時なり

含畜の孝とする処

神理言語に尽しがたし

親の子を愛する心たれ

か憎むべき子の親を敬ふ

誰か謾あなごべき愛敬ともに

親に事の心一に尽して

孝爰こゝろにあり天地同

根万物一躰性命明かに

して孝を以て仁をいふ義

ハ孝の勇也礼ハ孝の

品節也智ハ孝の神

明也信ハ孝の實なり

子生れて母を慕ふ貴

敬ふの心也親是を恵ミ

愛すれば子も親を愛

す愛と敬との徳備りて

養育成此故に親に事

る道を孝行といふ也
○婦人ハ志を一にして

動さず夫に後て再縁

せず孀を守を貞の道

といふ貞女二夫をむか

へず忠臣二君に事さ

るの道理也

○廣揚名の章とハ

孝を行ひ廣く名を

揚といふ事也

○孝經に曰孝子の親

に事るに居てハ則其

敬を致し養へハ則其

樂を致すとありて孝

子といハるゝ者ハ我ミを

敬恭べき場に居こと

第一也父母に事るにも

衣服飲食を以て養

のミ事つかゆるにハあらす常

(図、略)「廿四オ

に父母の心に安堵させ

樂するを肝要の養とす

朝暮爰に心を用ゆれば

自 兄弟親類も睦ましく

孝道をも立身貧なる者

ハ近隣の者まで憐ミて

公聴に聞へて御褒美

に預り孝行の名を自

挙るやうにもなるべき也

○諫諍の章といふハ

諫るも諍ふも時に取

孝の道に當る事を

述たりとなり

○廉く貞く孝行

実義を尽し姑につ

かへ夫を敬ひ子を慈

愛べしと也

○楚書曰莊王獵を好

て耽り政道を怠玉ふ

を知て妾の樊女ハ野

に出て莊王獵に得た

まふ禽 獸を食ざりけ

れば其 志を感じて是が為

に獵に出ことを止政道に

(図、略)「廿五オ

心を用ひ五霸の一人と

までなられたり是等の属

ハ枚挙^{あはくかへるにいとま}違^{ちが}あらず和漢

例多^{たほほ}し烈女^{れつぢよ}伝孝^{でんかう}子^し

伝先賢^{でんせんけん}伝等^{でんとう}の書^{しよ}を

見るべし^{一廿五ウ}

○胎教^{たいきやう}の章^{しやう}といふハ

婦人^{ふじん}胎内^{たいない}に子^こをやど

しての教^{をしく}ある事^{こと}を述^{のべ}

たりとの義^ぎ也

○五常^{ごじやう}の理^{ことわり}を受^{うけ}て

子^こ生^うる、ゆへ善^{ぜん}悪^{あく}ハな

きもの也^{まうし}孟^{まう}子^しも性^{せい}ハ

善^{ぜん}也との教^{をしく}あれども感^{かん}

ずる所^{ところ}に依^よて夫^{それ}に習^{ならひ}て

性^{せい}となることなきにあらざ

胎内^{たいない}にやどりたるより

躬^みを大切^{たいせつ}に養^{やしな}ふのミ^{一廿六オ}

にハあらず教^{をしく}と慎^{つしむ}によ

りて其^{その}氣^きを受^{うけ}て性^{せい}とな

ると也^{ぞく}俗^{いふあやかる}に云^{いふ}自^{みづか}似^かと云^{いふ}也

孔子^{こうし}家語^{けいご}にも丹^{たん}の藏^{かくすもの}者^{もの}

ハ赤^{あか}く漆^{うるし}の藏^{かくすところ}所^{もの}の者^{もの}

ハ黒^{くろ}し野客^{やかく}叢書^{そうしよ}に曰^{いはく}

朱^{しゆ}に近^{ちか}けれバ赤^{あか}く墨^{すみ}

に近^{ちか}けれバ黒^{くろ}しといふ如^{ごと}

し然^{しか}れバ婦人^{ふじん}妊^{はら}てハ其^{その}

身^みの寢^ね起^{おきたら}立^あ居^あまでも

心^{こころ}をつけ食物^{くひもの}ハ殊^{ことさら}更^{さら}

に禁^{いむべき}忌^{べき}もの多^{おほ}し邪^{じや}

味^みを食^{しく}せずといふハ^{一廿六ウ}

譬^{たとへ}ハ豆^{まめ}にて食^くへバ妨^{さまたけ}なし

是^{これ}を納^{なう}豆^{とう}に腐^{あぶひ}し或^{あるひ}ハ

魚^{うを}の腸^{わた}を塩^{しほ}辛^{から}につけ

たるが如^{ごと}きものハ邪^{じや}味^み

也^{また}左^さ道^{だう}をふまずと云^{いふ}ことハ

(図、略)

凡^{むせ}道^{みち}路^ぢハ右^{みぎ}を尊^{たつと}ぶ物^{もの}

を除^{よけ}るに右^{みぎ}を以^{もつ}てするハ

法^{ほふ}也是^{これ}に違^{たが}ふ行^{むそひ}をす

る故^{ゆへ}に左^さ道^{だう}を踏^{ふま}ずと

いふ也器^き物^{ぶつ}等^{とう}も手^てを

以^{もつ}て片^{かた}寄^{よせ}通^{とほ}るべきを

跨^{また}て越^こまたハ足^{あし}にて

除^{よけ}る如^{ごと}き不^ぶ作^さ法^{ぽふ}をいふ

総て身持正しく行

義を乱さず夜ハ書を

よミ普言を聞て十月

が間慎ミて生るゝ子ハ形

容も正しく才智も

衆人に過て産るゝ

もの也是其性の感

通する所なりと云り

○母儀の章といふは

人の母となりての行義

を述るとなり

○父母子に教るにハ礼

義をあきらかにして嫁

娘侍女婢女までに恩

愛を厚くすべしと

なり然れども万事の

示にハ嚴毅といふて

嚴に毅すをいふ毅は

毅物を分別して決断

速なるをいへり動時ハ

礼に合ひ言ことハ常

經あつて言通りにお

こなふやうにすべしと

なり礼記曲礼の篇

に人生れてより十

歳になる時を幼と云と

あれバ十歳前後より

能樂を勤めさすべし

大学の序に人生れて

八歳にて小学に入ると云り

男子六才にならバ一より

十ウ百千万の数の名を

教へ東西南北の方角

を覚さす也礼樂書数

なり七歳より男女

(図、略)

席を別ち食も別に

して食さしむ是男女別

ある教の始也八歳より

学文の道を教ゆ是を

小学に入といふ也

○本文に小学を習す

とあり如斯文章を

書てハ今世専初学の

ものそよまき
者素讀する四書の

たいがく しゆし あらハ
大学と朱子の著す

ないへん ぐわいへん
内篇外篇とある小

がく だいせう がく つうしぎやう
学を大小の学と通称

しゆし せうがく ならハ
す朱子の小学を習す

こと おも あやま
事と思ひ誤るべし

ていし せんかう きやう
鄭氏の女孝経には是

ならハ せうがく もつ
を習すに小学を以て

す と有れば是にてハ朱

し せうがく さま
子の小学を讀する事

にハあらずと知るべし従

よりていし せんかう きやう たらハ
来鄭氏が女孝経を著

せしハ唐の玄宗の代

なり夫より遥に後宋

の代に朱子内外篇の

小学を著たれば時代

違へり爰に小学に入

といふハ昔周の代盛

なりし頃大学校小

学校とありて大人と

小兒とを別ち相應の

事を学せたりこの

せうがくかう いりてをし
小学校に入て教へを

うく といふこと也朱子の

せうがく さい
小学を八歳にて讀し

むるといふにハあらず扱

十歳になりてハ師匠を

求て従ひ学しむるなり

他へ行にハ行先を告也

父母在時ハ遠く遊す

遊ぶ事かならず方あ

りといふ聖人の教なり

○奥に主たらずと入室

の西南ハ尊者の居所

(図、略)

ゆへ爰に座せず

○道をゆくに中せずとハ

男ハ右女ハ左り也別る、

ゆへ中を行す

○高きに登深を臨す

とハ危きゆへ禁す苟

にも誛す笑ざるハ辱

を受る道なればなり

○私の財とハ兒に金

錢せんを与へてつかハしめ
ざるなり

○立たて行ゆくに向むかふかたを
正ただしうし耳みみを傾かたけて
「三十一ウ」

立たち聞きせざれ

○巾きん櫛しつハ手て拭ぬぐ櫛しつ道どう
具ぐも男なん女にょ別べつにすべ

しと也

○嫌けん疑ぎの事ことはまへ
に云い入へり

○女にょの四し徳とくとハ
婦ふ容よう婦ふ言げん婦ふ行ぎやう婦ふ

功こう也ほん本ほん文もんに云いがこことし
別べつに註ちゆうするに及およばず

○拳ぎん惡あくの章しやうとハ往いに
古こより婦ふ人じんの惡あく有あり
「三十一オ」

しを拳こぶして誠まことを示
すとなり

○女にょハその性う陰まいにして
物もの毎ごと卑ち弱じやくなるを以もつて

男おとこに従ふべきは不ず也
然しかれども君きみたる人ひと婦をんな

のためにこ国こく家かを滅ほろす
も和わ漢かんに例たとおほし

ミな是これ色いろにおぼれ
淫みだらの科とがなり

○毛もう詩しの序しよの疏そ二に曰いふ
女をんなに美び色しきあれバ男なん子し

是これを悦よろこぶゆえにけい文ぶん
通つうじて女にょを色しきといふ

説せつ苑えん尊そん賢けんの篇へんに
趙てう簡かん主しゆの曰いふ夫ふ美び女にょハ

醜あう婦ちゆうの仇あだなり盛せい徳とくの
凶あう略りやく
「三十三オ」

士しハ乱らん世せいの疏しよる処ところ
なり正しやう直ちきの行ぎやうハ邪じや

枉わうの憎にく所ところ也なり又また史し記きの
世せい家かに女にょハ美び惡あくと

なく室しつに入いバ妬ねたまると
いへりかくまで美び女にょハ

人ひとの愛あいするものなれバ
教をなまきものハ自おの誇うて

僻ひな痴ち愚ぐの氣き質しつを
頭あたまし嬌むごりに長ちやうじ災わざを

起基おこしとなる男子なんしハ愛あい

情じやうに泥なづみて夫おつとの権けんを

妻つまに奪うばハる尚書せうしよに

武王ぶわうの曰いはく牝鷄ひんけいの晨あした

するハ惟家これいへの索つゝまなり

孔安国くわんあんこくが云いふ 牝鷄ひんけいすゝめ

て牡鷄おんどり時ときを告つぐるの

義ぎなり

○殷紂王いんちゆうわうハ有蘇氏ゆうそしを

伐うちて妲己だつぎといふ美人びじん

を得えたり是これを寵てうし

て惡逆あくぎやく増長ぞうちやうし嬌おごりを

恣ほじまにして男女なんによを殺ころし

て樂たのしみとす天刑終てんけいしゆうに

天下てんかを亡うしなへり委くはし

くハ史記しきにミへたり

○周しゆうの十三代幽王ゆうわうハ褒ほう

姒じといふ美人びじんを愛あいす

常に笑わらふ事ことなし

放火臺ほうくわたいと云いふて軍用ぐんようの

為ために多く造つくり置おきたり

爰こゝに烟けふりを拳あげる時ときハ軍ぐん

勢馳せいはい集あつまる是これを見て褒ほう

姒じ類るいに笑わらふ幽王ゆうわうハ彼かれが

笑事わらふを樂たのしミ放火ほうくわを

発はつする事度たひく也なり也なりけれバ始はじめハ

帝城ていじやうに交まじりありと思おもひ

忽たちまち軍勢ぐんせい弛集あつまりけれ

ども妾せふ褒姒ほうじの為ために発はつ

せし烟けふりなるを聞きて度ほどを

重かまねて后のちハ馳来はせきたる者ものなし

太子たいし宜き白きやうの母は后かう申しんの

父ち申かう候軍かうぐんを起おこして

幽王ゆうわうを滅ほろぼす此この時ときに放はつ

火くわを拳あぐれども褒姒ほうじの

戯たふれならんと思おもひ馳集はせあつまる

者ものなかりしとぞ委くはしくハ通つう

鑑綱目かんかうもくにミへたり

婦人ふじんの為ために天下てんか国家こくか

を失うしなふ事こと枚まい拳けんに違いじま

あらず況いはんや士庶人ししよじんに

於おいてハ身みを亡ほろぼし家いへを失うしなふ

もの限かぎあるべからず畏おそれ慎しむ

べきの甚はなはだしきもの也

○今此孝経の一章たり

とも守務る者ハ宗廟

を嗣家を治身を全ふ

すべし兒女怠らずして

常に心に係孝行の道

を弁へ玉ふべきもの也

○此和文女訓孝経ハ鄭氏の女孝経に本き作りし

故に其語を摘て女兒に解し難き事多し然れども

漂註有るものなし今刻するの序池田姓に託して

註釋を頭書に加へ兒女教諭の一助とす誤脱

愆文なんぞ咎るに足ん哉

三十五ウ